

平成21年度は 骨格予算を編成します

平成21年度の当初予算は、4月19日に市長選挙が行われることから、選挙後に政策予算（肉付け予算）を組むため、一般会計は「骨格予算」を編成します。この聞き慣れない名称「骨格予算」について基本的な考え方をお知らせします。

【問い合わせ先】 財政課（☎82-1131）

「骨格予算」について

■「骨格予算」とは？

- 本来予算はその年度のすべての歳入、歳出で編成されるものです。しかし、市長選挙が行われる年度は、政策的な判断ができにくいいため、義務的経費や継続的事業を中心に計上し、政策的な新規事業は計上せずに編成せざるをえません。このような形で作成される予算を骨格予算といいます。

■「骨格予算」編成の基本的な考え方

- 義務的経費（扶助費・人件費・公債費）等、毎年の行政運営に必要不可欠な経費については年間の所要見込額を計上します。例えば、市民のみなさんの生活に欠かせない医療や福祉等の費用などがあります。
- 継続的に事業を行う必要があるものは、年間の所要見込額を計上します。
- 年度当初から事業を行わなければ事業執行に支障をきたすものについては、計上します。
- 大変厳しい財政状況のため、「骨格予算」編成においても、事業の政策評価、財政計画・公債費負担適正化計画等との整合性を図り、また、徹底的に無駄を排除するという姿勢で今まで同様に財政健全化に向け、予算編成に取り組んでいきます。

政策予算について

新規事業さらには、投資的事業等の「政策的経費」は、市長選挙後速やかに、十分な検討を行ったうえ、補正予算として6月議会に上程する予定です。

特別会計について

- 医療・福祉の関係の予算（国民健康保険や介護保険等）や、下水道事業や農業集落排水事業等、市民生活に欠かせない予算は、原則、年間の所要見込額を計上します。
- 下水道事業の投資的事業（配管の布設等）については、最近の景気動向を考え、景気対策として、一部計上する予定です。

予算編成の流れ

- ① 毎年必要な義務的経費や継続事業等に係る費用（骨格予算）を計上

3月議会へ提出

市長選挙（4月19日予定）

▼▼ 選挙後、政策的経費の
予算編成作業

- ② 政策的経費を補正予算として計上

6月議会へ提出予定

①+② = 平成21年度予算

※平成21年度骨格予算の詳細については、3月議会を経て、4月1日号の広報でお知らせします。

政策的経費については、6月議会議決後速やかにお知らせします。